

業務部速報

No. 70

発行 17. 1. 29

JR東労組 業務部

平成 29 年 1 月締結「労働基準法第 36 条第 1 項の規定に基づく

時間外及び公休日の労働に関する協定」締結に向けた交渉過程に関わる確認メモ

組合) 平成 29 年 1 月期におこなう 36 協定に関する団体交渉は、JR 東労組申第 3 号及び申第 2 号における労使の確認に踏まえ、職場実態に合わせた「要員問題」の議論をおこない、その解決策に関する合意形成の場として位置付けてきた。しかし、本部・本社間ならびに地本・支社間における団体交渉の過程においては、交渉に必要なデータ開示、団体交渉での職場実態に関する会社回答のあり方、要員問題解決のための具体的対策等に関する回答のあり方など、団体交渉を形骸化し、誠実に向き合わない会社の姿勢によって数多くの対立が生じ、団体交渉が終了しないまま 36 協定の締結時期を迎えたことになったと認識している。したがって、これらの交渉の現状を生み出したことに対する本社の考え方及び本社としての指導責任に関する見解を示すこと。

会社) 平成 29 年 1 月期における 36 協定に関する団体交渉の位置付けについては、これまでの議論経過を踏まえ、労使共通の認識の下で進めてきたと考えている。その中で、団体交渉の形骸化と指摘されている事態については、本社・本部間はもとより、支社・地本間においても誠実に対応してきたところであり、指摘された事態があったと本社は認識していないものの、交渉の準備、回答方法等に関する指摘については真摯に受け止め、今後も引き続き団体交渉に臨んでいく考えである。

なお、団体交渉については、「施策実施に関する確認メモ」で確認した内容について、会社としていささかも変わるものではなく、今後とも「信義誠実の原則」に従い対応していきたいと考えている。なお、このことは地方機関においても同様であり、本社としても指導していく考えである。

組合) 今回、水戸支社・地本間の申 19 号団体交渉において、第 3 回交渉で水戸支社が「現在員の余力、余裕の確保、増配置によって時間外労働と休日勤務を削減できる」と回答したことについて、第 4 回交渉で回答を変更したことによって労使の議論の対立が生み出され、水戸地本が結果として、第三者機関を活用すると判断した事態に対する見解及び第 4 回交渉での回答の撤回と修正が出来なかったことについて、本社の指導責任に関する考え方を示すこと。

会社) 組合からの指摘を受けて、本社として水戸支社を指導しつつ、水戸の労使で第 4 回交渉での回答の撤回と修正について議論を重ねてきたものの、合意には至らず第三者機関を活用するとなったことは、労使関係上、本社としても残念なことと受け止めている。

結果としてこうした事態を招来したことは、本社としても決して本意ではないことから、今後の労使関係及び団体交渉の在り方については、支社・地本間における議論経過及び本

平成 29 年 1 月締結 36 協定締結に関する確認メモ

JR 東日本会社は労使の合意形成に向けた団体交渉に誠実に向き合い 36 協定締結までに必要な示・夕開示や認識を合わせる努力をすべきだ!

社の指導に関する指摘を真摯に受け止めた上で、各支社に対する指導を行っていく考えである。

組合) 団体交渉が継続している中で勤務作成開始の期日を迎えたことから、36 協定が未締結になった場合の職場における負担が増加することを踏まえ、1 月 20 日時点で 1 ヶ月間有効の 36 協定を早期に締結することを 36 協定の締結権を持つ JR 東労組から求めてきたところである。しかし、早期締結に応じることなく、未締結を想定した準備ならびに「労働条件に関する協約（平成 27 年 10 月 1 日締結）」に定めていない留保の勤務発表をおこない職場を大きく混乱させたこと、またそれによって発生した諸問題ならびに明らかになった要員問題等に対する会社の見解を示すこと。

会社) 貴組合から 1 月 20 日時点で 1 ヶ月間有効の 36 協定締結が求められたことは事実であるが、1 ヶ月という異例の短期間での締結は社員に不安を与えるものであり、また事業の安定的な運営と社員の生活設計への配慮という観点から、有効期間は 6 ヶ月が望ましいものであり、未締結という万が一の事態を想定して準備を進め、鉄道事業者としての責任・使命を果たすため会社として判断し、留保の勤務発表に至ったものである。

平成 29 年 1 月 29 日締結「平成 29 年 1 月締結『労働基準法第 36 条第 1 項の規定に基づく時間外及び公休日の労働に関する協定』締結に関する確認メモ」に基づき、留保の勤務指定に関して明らかになった組合からの指摘事項についても、引き続き議論をおこなっていく考えである。

平成 29 年 1 月 29 日

東日本旅客鉄道株式会社
人事部担当部長 雨宮 慎



東日本旅客鉄道労働組合
企画組織部長 串田 弘史

